

反社会勢力対策及び対応業務フロー

当社業務内容⑤反社会勢力等対策及び対応排除業務フローについて

反社会勢力とは、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ、「企業が反社会勢力による被害を防止するための指針」に下記のとおり定義されている。

- ①暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人。
- ②属性要件としては暴力団・暴力団関係企業・総会屋・社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等

反社会勢力対応の基本原則

1. 代表取締役等経営トップ以下全員組織全体としての対応。
2. 不当要求に対応する従業員の安全の確保
3. 不当要求に備えた、関係機関との緊密な連携構築
4. 取引関係含め、一切関係を持たない社風の確立
5. 民事・刑事両面からの法的対応
6. 事業活動上の不祥事、従業員の不祥事、役員の不祥事等を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。

当社の行う対策

コンサルティング契約企業の場合

新規契約先企業を重点と致しますが、既存契約先であっても役員変更等があった場合など、その都度審査を要する場合は実施致します。

対策1

①該当性の確認

当社保管資料から「反社会勢力」該当性の有無を確認。

500円／1名※該当性有無結果を書面報告致します。

②該当可能性が高い場合

該当可能性が高い理由を担当者に口頭報告

1,000円／1名

コンサルティング契約企業の場合

対策2

①反社会勢力該当蓋然性が極めて高度の場合

該当蓋然性が極めて高い理由のご説明を口頭報告。

※3,000円／1名

②該当蓋然性が極めて高度の証明を要する場合

「取引経験が長い」「必要不可欠の取引先」等々理由が存在し、重要な判断を行わなければならない等、該当蓋然性の高度な理由を証明する必要がある場合。その都度協議を行い、立証の方法及び、必要経費について応相談。

③サポート要員派遣

元警視庁職員、暴力団による不当行為の防止等に関する法律第14条第2項に規定する不当要求責任者講習資格者の派遣
50,000円／一人一日

当社の行う対策

未契約企業の場合

必要な対策は、契約企業と同じですが、基本ご料金が異なります。

対策1

①該当性の確認

当社保管資料から「反社会勢力」該当の有無を確認。

1, 500円／1名※該当性有無について書面報告

②該当可能性が高い場合

3, 000円／1名※担当者へ口頭報告

未契約企業の場合

対策2

①反社会勢力該当蓋然性が極めて高度の場合

該当蓋然性が高い理由のご説明を口頭報告。

※9,000円／1名

②該当蓋然性が高度の立証をする場合

契約企業の場合と同様に応相談。

③サポート要員派遣

元警視庁職員、暴力団による不当行為の防止等に関する法律
第14条第2項に規定する不当要求責任者講習資格者の派遣

70,000円／一人一日